

亀山市告示第162号

亀山市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月15日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年亀山市告示第118号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の（1）中「次のいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、」を削り、「5月分」の次に「の次のいずれか」を加える。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の規定は、平成26年6月30日から適用する。